

ブランケットLビザご利用のご案内

1. ビザの確認

- パスポートに貼られているビザ面の、氏名、生年月日、パスポート番号、ビザの種類、ビザ有効期間、PED (Petition Expiration Date)、Petitioner に間違いがないかをご確認下さい。
- ビザの種類:L1/L2 の前にある R は一般旅券 (Regular) であることを示します。
- 有効期間は Issue Date より Expiration Date までの期間です。日本国籍の場合、以前は初回申請で約 3 年、延長では約 2 年でしたが、現在はいずれも約 5 年となっています。(領事の判断や国籍などにより有効期間が異なる場合があります。)
- I-129S の 1 ページ目にある「For USCIS Use Only」の「Validity Dates」に領事によって記入された”To”の日付と PED の日付について。
 - I-797 が無期限の場合
ビザシールの PED の日付と I-129S の「Validity Dates」の”To”の日付は同じになります。この日付まで米国で就労が可能です。
(初回申請では、「Validity Dates」の期間は約 3 年です。)
 - I-797 に有効期限がある場合
ビザシールの PED の日付は I-797 の有効期限と同じです。I-129S の「Validity Dates」の”To”の日付は I-797 が更新されることを前提として、I-797 の有効期限以降になります。米国で就労できるのはI-797の更新前ではビザシールのPEDの日付まで、I-797の更新後は「Validity Dates」の”To”の日付までとなります。(初めてのブランケット登録では、発行されるI-797(ブランケット認可証)の有効期間は約3年、更新すると無期限になります。I-129Sの期限の前にI-797の期間が満了する場合は、I-797の更新手続きが必要です。)
- I-129S の「For USCIS Use Only」の「Approved as」が、L-1A の場合は「Manager/Executive(=部署の責任を持つ役員・管理職のポジションにつく者)」、L-1B の場合は「Specialized Knowledge(=会社固有の知識を有する者)」のいずれかにチェックをされていますので、併せてご確認ください。
- Annotation には BLANKET L1/L2、I-797 に書かれている Petitioner が記載されます。(※ビザの記載事項簡略化に伴い、2015 年 12 月より実際の勤務先が I-797 の Petitioner と異なる場合でも Petitioner のみの記載となりました。詳しくは別紙「BlanketLビザ追記欄の変更について」をご参照ください。)
- 移民局に登録されI-797のリストに記載されている企業であれば、申請した現地法人以外へ異動して就労することが原則として可能です。ただし業務内容などが大幅に変更される場合などは修正申請が必要なケースもあります。(異動日までに移民局へ変更届けが必要)
- ビザ面の氏名、パスポート番号、生年月日、性別、国籍、ビザの種類に間違いがあった場合は、渡米前に訂正が必要です。その他の箇所、例えば Annotation に記載された

会社名のスペルの間違い等は、軽微な間違いとして訂正はされません。ただし国務省のデータベースの情報の修正は必要です。ご連絡ください。

- 21 歳以上のお子様は帯同家族として認められません。ビザの有効期限が 21 歳の誕生日前日までとなりますので、ご注意ください。

- ビザ面に間違いがある場合は、入国できない場合もあります。また、一度使用したビザは修正ができません。間違いがある場合は必ず渡米前にご連絡ください。弊社でも確認いたしますのでビザ面の画像をメール添付等でお送りください。(ブランケット L ビザの場合は I-129S の 1 枚目の画像もお送りください。)
- 面接時に提出した書類が大使館審査終了後に返却されます。(審査ケースによっては返却されないこともあります。)

【Visa; サンプル】

※Annotation には、I-797 の Petitioner 会社名が入ります

【I-129S; サンプル】

To be completed by an Select this box if Attorney State Bar Number Attorney or Accredited Representative

2.ビザを使っての入国手続き

- 正式着任前であってもビザ申請時の目的で入国する場合、ビザを使って入国してもかまいません。ただし厳密に言えば雇用関係が成立する異動日までは就労すべきではありません。打ち合わせを中心とした引継ぎなど、商用の範囲にとどめることをお勧めいたします。
- ビザは入国許可証ですが、最終的な判断は入国審査官が行います。有効なビザを保有していても入国が拒否されることがあります。
- 観光旅行などビザ申請時の目的と明らかに異なる場合は、ビザを使用せずに入国し、入国審査官に対しその旨を説明します。(別途 ESTA の認証が必要です。)
- 入国後に滞在期限を必ず確認し、印刷をして保管することをお勧めします。期限を超えて米国に滞在するとオーバーステイになりますのでご注意ください。 The U.S. Customs and Boarder Protection (CBP)のウェブサイト(<https://i94.cbp.dhs.gov/I94>)にアクセスすることで出入国記録の確認できます。陸路で入国する場合は従来通り出入国記録カードの記入、提出、出国時に返却が必要となりますのでご注意ください。
- 入国の手続きの流れは以下の通りです。
 - (1)入国審査官にパスポートともに、以下の書類を提出、または指示に応じて提示します。
 - a. 主たる申請者の入国時
 - 大使館または領事館より返却された書類(I-797、I-129Sの1セット)をコピーし返却された1セットと合わせて2セットを提出します。スタンプが押され、1セットのみ返却されます。必ず返却してもらうようにご注意ください。(入国審査官によっては、2セットとも返却されることあります。)
 - b. 家族のみでの入国時
 - I-797 と主たる申請者の I-129S とサポートレターのコピーを携行し、入国審査官から指示があれば提示します。
 - (2)入国審査官から質問があります。入国目的などを英語で説明することにご不安がある場合は、サポートレター(署名のないものでも可)を提示することをお勧めします。
 - (3)電子的な指紋採取とデジタルカメラによる写真撮影が行われます。
 - (4)パスポートに入国スタンプが押され、戻されます。必ず滞在資格(ビザの種類)と滞在期限を確認し、間違っている場合はその場で訂正を受けて下さい。ブランクettLビザは、通常以下の日付のうち一番早いものが滞在期限となります。
 - a. 主たる申請者の場合
 - I-129S の有効期限(PED)
 - パスポートの有効期限
 - I-797 の有効期限(有効期間がある場合)
 - b. 帯同家族の場合
 - 主たる申請者の I-129S 期限(PED)
 - パスポートの有効期限
 - 主たる申請者の I-797 の有効期限(有効期間がある場合)

- ▶ お子様の場合、21歳の誕生日の前日

3.再入国

- 再入国は「2. ビザを使っての入国」の要領で行います。ご家族も含め I-797 と I-129S は指示があれば提示します。必要に応じてサポートレターもご準備下さい。
 - a. 主たる申請者の入国時
 - ▶ 初回入国時に返却されたセットを携行し、入国審査官から指示があれば提示します。
 - b. 家族のみでの入国時
 - ▶ I-797 と主たる申請者の I-129S とサポートレターのコピーを携行し、入国審査官から指示があれば提示します。
- 再入国時に与えられる滞在期限も、「2. ビザを使っての入国(4)」と同様です。移民局で滞在許可を延長した場合は、通常以下の日付のうち一番早いものが滞在期限となります。
 - a. 主たる申請者の場合
 - ▶ I-797 (Individual 認可書)の期限(詳しくは「5. 滞在期限の延長」をご参照下さい。)
 - ▶ パスポートの有効期限
 - b. 帯同家族の場合
 - ▶ 主たる申請者の I-797 (Individual L の認可書)の期限
 - ▶ パスポートの有効期限
 - ▶ お子様の場合、21歳の誕生日の前日

4.米国滞在中の注意

- ビザの期限は入国が許可される期限であり、合法的に滞在が認められる期限とは異なります。入国審査官のミスなどによっては、ビザが有効でも滞在期限が切れる場合があります。逆にビザが無効でも滞在期限内であれば合法的に米国に滞在し続けることも可能な場合があります。以下の期限をご理解の上、滞在可能期限についてご確認下さい。期限を超えて米国に滞在するとオーバーステイになります。
- 滞在期限 (I-94) : 米国に合法的に滞在できる期間。入国時に入国管理官が決定します。
- I-129S、または I-797 (Individual 認可証) の期限 (PED) : 米国で合法的に就労できる期間。I-129S は米国在外公館(東京大使館、大阪総領事館)、I-797 (Individual 認可証) は米国移民局が発行します。
- ビザの有効期限を過ぎていても、上述の両期限が有効であれば、米国での合法的な滞在と就労が可能です。
- 帯同家族は主たる申請者が帰任/帰国する時点で、たとえ帯同家族の I-94 の期限がまだ十分残っていたとしても家族だけがそのまま米国に滞在すべきでないと考えます。

5. 滞在期限の延長

- ビザの延長による滞在期限の延長
 - アメリカ国外のアメリカ大使館・領事館にてビザを延長し、新しい PED と I-129S の有効期限が与えられると、再入国することにより滞在期限を延長することができます。後述の「6. ビザの延長」をご参照ください。
- 移民局での滞在期限の延長 (Extension of Stay)
 - 米国を出国せず滞在期限を延長する方法です。ステータスはブランケット L から Individual L に変更されます。(移民局ではブランケット L ビザのままのステータスを延長することはできません。)
 - 移民局での延長は、滞在期限満了の 6 ヶ月前から申請が可能です。許可されると、通常新しく 2 年間の滞在が許可されます。滞在許可証 (I-94) はその際発行される I-797 (Individual 認可書) に添付され、これにより I-94 滞在期間も延長されます。
 - ブランケット L-1A では 2 回、3 年+2 年+2 年の最長 7 年間、ブランケット L-1B は 1 回、3 年+2 年の最長 5 年間、米国で合法的に滞在し就労できる滞在期限の延長が可能です。この期間は実際アメリカに滞在していた期間でカウントされるため、最初の入国時からは L-1A では 7 年以上、L-1B では 5 年以上になることもあります。そのため米国の不在期間が長い場合、通常の数回以上延長が可能な場合もあります。(初回の申請時の I-797 の有効期限が 3 年に満たない場合も同様です。)

6. ビザの延長

- ブランケット L ビザの延長は、カナダ、メキシコ、日本など、アメリカ国外のアメリカ大使館、領事館で行います。
- ビザの有効期限の 6 か月前からビザの延長手続きが可能です。ビザの有効期限が 6 か月以上残っていても PED または I-129S の期限が迫っていれば、ビザの延長手続きは可能です。

7. ビザ申請時の目的が終了した場合

- ビザ申請時の目的が終了した場合、ビザの有効期限が残っていてもそのビザを使って別の目的での米国入国はビザの濫用となりますのでご注意ください。

なにかご不明な点がございましたら、どうぞ遠慮なくお問い合わせください。

株式会社グリーンフィールド・オーバースーズ・アシスタンス

電話: 03-6230-4331 e-mail: greenfield@green-f.biz